

指定居宅介護支援事業所あやはし苑重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(うるま市指定 第 4772000016 号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とその家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

* 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	5
7. 苦情の受付について	5
8. その他	6
9. 損害賠償について	7
10. 契約の終了について	7

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 中陽福祉会
- (2) 法人所在地 沖縄県うるま市与那城屋慶名1410番地
- (3) 電話番号 098-978-5566
- (4) 代表者 理事長 伊禮 ミドリ
- (5) 設立年月 平成8年3月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業所の目的

ご契約者（利用者）が、指定居宅サービス又は特例居宅介護サービス費、特例居宅支援サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス及びその他の居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービス（指定居宅サービス等）の適切な利用等を行うことができるよう、ご契約者の依頼を受けてその心身の状況、環境、ご契約者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者、その他厚生省令で定める事項で計画を作成するとともに当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整、その他の便宜の提供を行い及びご契約者が介護保険施設への入所を要する場合にあっては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。つまり、居宅介護支援を行う事を目的とします。

- (3) 事業所の名称 指定居宅介護支援事業所あやはし苑
- (4) 事業所の所在地 沖縄県うるま市与那城屋慶名1410番地
- (5) 電話番号 098-983-0088
- (6) 管理者 米山 容子
- (7) 当事業者の運営方針

要介護状態となった利用者が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します。また利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。

居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供される指定居宅サービス等が特定の居宅種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。また利用者が医療機関に入院した場合には、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を医療機関に提供するよう依頼し、医療との連携を密に行ないます。

事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、特定相談支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

- (8) 開始年月日 平成12年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 うるま市・沖縄市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	毎週月曜日～土曜日
受付時間	8：30～17：30

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準
1. 事業所長 (管理者 介護支援専門員)	1名		1名	1名
2. 介護支援専門員	4名		4名	4名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。
（例）週8時間勤務の職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

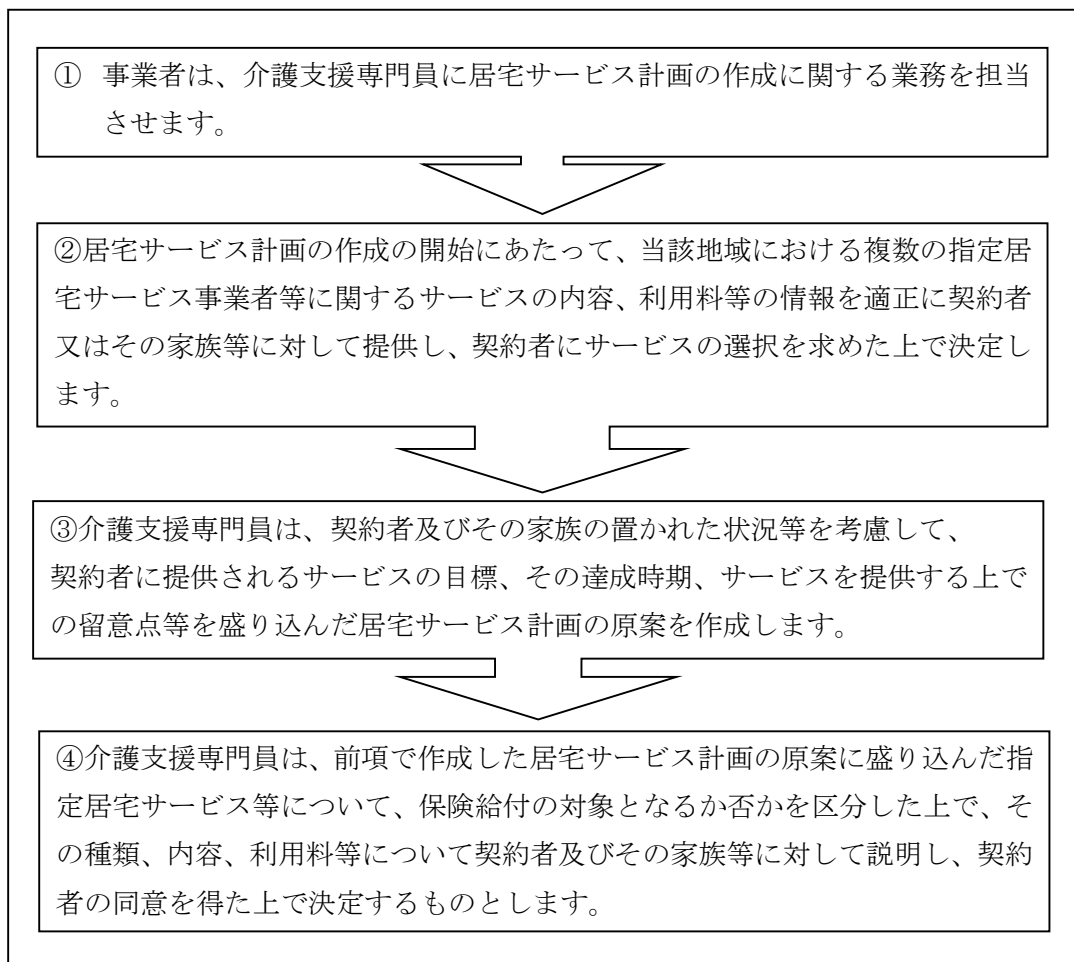
(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）＊

〈サービスの内容〉

① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）を複数、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



② 居宅サービス作成後の便宜の提供

- ・ ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、厚生労働大臣の定めた額に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。但し、ご契約者が要介護認定を受けていない場合や介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合には、契約者はサービス利用料金の全額を事業者に対し一旦お支払いいただき、要介護認定を受けた後、介護保険から払い戻されます。（償還払い）

（２）交通費（契約書第 8 条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、10kmにつき、片道 100 円の額を徴収いたします。サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

（２）介護支援専門員の交替（契約書第 7 条参照）

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 苦情の受付について（契約書第 17 条参照）

（１）当事業所における苦情や虐待防止に関するご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情・虐待防止受付窓口（担当者） [職名] 介護支援専門員 **米山 容子**
- 連絡先電話番号 098-983-0088
- FAX番号 098-983-0073
- 受付日時 毎週月曜日～金曜日 8:30 ～ 17:30

(2) 第三者委員

当事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

《第三者委員》

氏名	職名	連絡先
松尾 晋也	評議員	098-832-7210 (自宅)
金城 晃	監事	098-887-3904 (自宅)

(3) 行政機関その他苦情受付機関

うるま市介護長寿課	所在地 うるま市みどり町1-1-1 電話番号 098-973-3208 受付時間 8:30~17:00
沖縄県国民健康保険団体 連合会	所在地 那覇市西3-14-18 電話番号 098-860-9026 受付時間 9:00~17:00
沖縄県子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課	所在地 那覇市泉崎1-2-2 電話番号 098-866-2214 受付時間 9:00~17:00
沖縄県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 那覇市首里石嶺町4-373-1 (西棟4階) 電話番号 098-882-5704 受付時間 9:00~17:00

8. その他

(1) 特定事業所加算について

当事業所は下記の趣旨・方針に沿って、厚生労働省が定める基準に適合する事業所として、一月につき所定単位数の加算をとっています。(但し、利用者の負担はありません。)

① 特定事業所加算の取り扱いについて (老企第36号第3の11)

特定事業所加算制度は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。

② 基本的取扱方針

この特定事業所加算制度の対象となる事業所については、

- ・公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること。
- ・常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員が配置され、どのような支援困難なケースでも適切に支援できる体制が整備されている、いわばモデル的な居宅介護支援事業所であること。

- ・必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成すること。

（２）サービス割合の説明について

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について、利用者の説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表を行います。

- ① 前6カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合（別紙にて説明）
- ② 前6カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合（別紙にて説明）

9. 損害賠償について（契約書第12条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険社会福祉事業者総合保険

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

1. 契約の終了について

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。（契約書第13条参照）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> ① ご契約者が死亡した場合 ② 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合 ③ ご契約者が介護保険施設に入所した場合 ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合 ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合 ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。） ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|--|

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の2日前までにお申し出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第 16 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又は介護支援専門員の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、著しい不信行為や迷惑行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

著しい迷惑行為とは、例えば次のような行為でありパワーハラやセクハラ等のハラスメント行為を含みます。(厚生労働省調査から抜粋)

(1) 身体的暴力 (パワーハラスメント)

身体的な力を使って危害を及ぼす行為

- 物を投げつける
- 服を引きちぎる
- 蹴る、たたく
- 手を払いのける・・・・・・・・・・など

(2) 精神的暴力 (パワーハラスメント)

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

- 大声でどなる
- 威圧的な態度で文句を言い続ける
- 保険外のサービスを強要し断ると文句を言う
- 刃物をちらつかせる
- SNSで誹謗中傷する
- ストーカー行為・・・・・・・・・・など

(3) セクシャルハラスメント

意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的いやがらせ行為

- 職員の手や腕を必要もなく触る
- 抱きしめる
- 卑猥な言動を繰り返す、ヌード写真を見せる
- あからさまに性的な話をする・・・・・・・・・・など

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基き重要事項を交付し説明を行いました。

事業者 住 所 沖縄県うるま市与那城屋慶名 1410 番地
事業者名 社会福祉法人 中陽福社会
代表者 理事長 伊 禮 ミドリ 印
説明者

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所
氏 名 印

代理署名 印（利用者との続柄 ）